

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根3号炉設置変更許可）【11】
2. 日時：令和4年11月17日 13時30分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、小林主任安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

システム安全研究部門

酒井技術研究調査官、柴技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

金子主任技術研究調査官、塚本主任技術研究調査官※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他4名

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他3名※

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

炉心設計部 チーフスペシャリスト 他1名

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所3号炉の設置変更許可申請書のうち、炉心解析等に用いる解析コード（LANCR/AETNA）について、令和4年11月15日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。  
【炉心解析コード（LANCR/AETNA）（重要現象についてのモデル化と妥当性確認及び解析モデル）】
  - PIRTに記載されている物理現象について、SA有効性評価に用いた解析コードの説明資料を参考にして、階層構造分析を用いる等により抽出プロセスを整理して説明すること。
  - PIRTの重要度ランク付けの考え方について、概念的な説明だけでなく、申請書添付書類八及び添付書類十の評価項目への影響の大きさ（感度）を踏まえた説明をすること。
  - PRITの評価指標の選定にあたり、設置変更許可申請書に記載されている評価項目をどのように考慮したのかについて、説明すること。
  - LANCR/AETNAの出力データのうち、安全解析における初期条件を担保し

ているものを説明すること。

- LANCR/AETNA の適用性を確認する手順について、学会標準や電気協会規格を参考にしながら、適用性確認のフロー、その各フェイズでの確認内容を整理し、説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

なし